

工事請負契約書(案)

- 1 工事番号・名称 第 24 — 32220 — 0001 号
テクノアカデミー会津管理棟屋根・外壁・トイレ改修工事(建築)
- 2 工事の場所 喜多方市塩川町御殿場地内
テクノアカデミー会津
- 3 工期 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 工事請負代金の額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也
- 6 契約保証金 金 円也

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 福島県立テクノアカデミー会津校長 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

福島県喜多方市塩川町御殿場 4 丁目 16 番地
発注者 福島県
福島県立テクノアカデミー会津校長
山下 徹

受注者

特約条項

第 1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第 4 条第 1 項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が 500 万円未満の場合に特約することとし、500 万円以上の場合は特約しない。この場合は特約条項第 2 以降を 1 条繰り上げることとする。)

第 2 約款第 38 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2,000 万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は 3 回(中間前金払をする場合は 2 回)とする。

第 3 約款第 4 条第 3 項及び第 6 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替える。

2 約款第 35 条第 1 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と読み替え、同条第 7 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 8 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 9 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者 2 名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第 4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第 10 条第 2 項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第 5 約款第 37 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

第 6 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(仮設工事、土工事及び一式とされた項目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第 1 項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められきは、工事請負契約約款 第 24 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第 1 項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

(注 この特約条項は、建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式を採用する場合に特約する。)

第 7 福島県工事請負契約約款第 26 条第 1 項及び第 4 項中、「請負契約締結の日」とあるのは「〇〇年〇〇月〇〇日」と読み替える。

(注 この特約条項は、公告対象工事と一体的に施工を行わなければならない工事の落札者がいない場合において、関連する工事の落札者が決定する日までこの工事の契約の締結を留保し、関連する工事の落札者決定後に契約を締結する場合に特約する。)